

くに きほんししん もと せいかもくひょう さっぽろし せいかもくひょういちらん  
国の基本指針に基づく成果目標・札幌市の成果目標一覧

くに きほんししん しめ せいか もくひょう 国の基本指針で示されている成果目標		さっぽろし せいか もくひょう げんこう けいかく 札幌市の成果目標（現行計画）	さっぽろし せいか もくひょうあん じき けいかく 札幌市の成果目標案（次期計画）
せいかもくひょう しせつにゆうしょしゃ ちいませいかつ いこう 成果目標① 施設入所者の地域生活への移行		(成果目標1)	
1 ふくししせつ にゆうしょしゃ ちいませいかつ いこう かん もくひょう 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標について			
けいぞく 【継続】	れいわ ねんどまつじてん せいせつにゆうしょしゃう ばーせんと 令和11年度末時点で、令和7年度末の施設入所者数の6% いじょう ちいませいかつ いこう きほん 以上が地域生活へ移行することを基本とする。	ねん がつ にち しせつにゆうしょしゃ にん ねんどまつ 2023年3月31日の施設入所者1,920人のうち、2026年度末にお いて80人(4.2%)以上の方が地域生活に移行することを目標 します。	ねん がつ にち しせつにゆうしょしゃ にん ねんどまつ 2026年3月31日の施設入所者1,820人のうち、2029年度末にお いて70人(3.8%)以上の方が地域生活に移行することを目標 します。
2 しせつにゆうしょしゃう さくげん かん もくひょう 施設入所者数の削減に関する目標について			
けいぞく 【継続】	れいわ ねんどまつじてん せいせつにゆうしょしゃう 令和11年度末時点で、令和7年度末時点の施設入所者数から ばーせんと いじょう ちいませいかつ いこう きほん 5%以上削減することを基本とする。	ねんどまつ しせつにゆうしょしゃ ねん がつ にちじてん しせつにゆうしょしゃ 2026年度末の施設入所者を、2023年3月31日時点の施設入所者 数1,920人から113人(約5.9%)以上減少することを目標しま す。	ねんどまつ しせつにゆうしょしゃ ねん がつ にちじてん しせつにゆうしょしゃ 2029年度末の施設入所者を、2026年3月31日時点の施設入所者 数1,820人から91人(約5%)以上減少することを目標しま す。
せいかもくひょう せいしんしょう たいおう ちいみほうかつけ あしすてむ こうちく 成果目標② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築		(-)	
けいぞく 【継続】	せいしんしょう しゃ せいしんびょうしょう たいいんご ねんない ちいみ 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平 いきかひつすう にちいじょう 均生活日数：319.3日以上とすることを基本とする。	ほっかいどう しょう ふくしけいかく さだ こうもく せつてい ※ 北海道の障がい福祉計画で定める項目のため設定されてい ません。	ほっかいどう しょう ふくしけいかく さだ こうもく せつてい ※ 北海道の障がい福祉計画で定める項目のため設定しませ ん。
けいぞく 【継続】	れいわ ねんど ぜんこく せいしんびょうしょう ねん いじょう 令和11年度の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数 (65歳以上、65歳未満、75歳以上、40歳以上の認知症である さいいじょう さいみまん さいいじょう さいいじょう にんちしょう もの)の目標値：令和7年度と比べて約3.3万人減少を目指すこと とす。	ほっかいどう しょう ふくしけいかく さだ こうもく せつてい ※ 北海道の障がい福祉計画で定める項目のため設定されてい ません。	ほっかいどう しょう ふくしけいかく さだ こうもく せつてい ※ 北海道の障がい福祉計画で定める項目のため設定しませ ん。
しんき 【新規】	せいしんびょうしょう にちいじょう さいにゆういんご たいいんご にちじてん 精神病床への30日以上での再入院率：退院後90日時点 10.3%以 か たいいんご にちじてん いか たいいんご にちじてん 下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下 とすることを基本とする。	あたらし もくひょう せつてい ※ 新しい目標のため設定されていません。	ほっかいどう しょう ふくしけいかく さだ こうもく せつてい ※ 北海道の障がい福祉計画で定める項目のため設定しませ ん。
しんき 【新規】	こころ さぽーたーすう せいせつにゆうしょしゃう まんにん 心のサポーター数：令和15年度末までに100万人となるように目 くひょうち せつてい きほん 標値を設定することを基本とする。	あたらし もくひょう せつてい ※ 新しい目標のため設定されていません。	ほっかいどう しょう ふくしけいかく さだ こうもく せつてい ※ 北海道の障がい福祉計画で定める項目のため設定しませ ん。
しんき 【新規】	じゅうみん じょうたい けー しゃくど かつよう じゅうみん しんりてきす 住民のこころの状態：K6という尺度を活用し、住民の心理的ス とれす ふく なん せいしんてき もんだい ていど はあく のぞ トレスを含む何らかの精神的な問題の程度を把握することが望 ましい。	あたらし もくひょう せつてい ※ 新しい目標のため設定されていません。	せつてい きほん こうもく せつてい ※ 設定を基本とする項目ではないため設定しません。

国の基本指針で示されている成果目標	札幌市の成果目標（現行計画）	札幌市の成果目標案（次期計画）
成果目標③ 福祉施設から一般就労への移行等	(成果目標3)	
1 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行に関する目標について		
【継続】 就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和11年度中に令和6年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。	2026年度において、福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者数を2021年度の移行実績の1.15倍（704人）とすることを目標とします。	※ 検討中
【継続】 就労移行支援事業：令和11年度中に、令和6年度実績の1.14倍以上とすることを基本とする。	就労移行支援事業：2026年度において、2021年度実績の1.07倍（417人）以上とすることを目標とします。	※ 検討中
【継続】 就労継続支援A型事業：令和11年度中に、令和6年度実績の1.52倍以上とすることを基本とする。	就労継続支援A型事業：2026年度において、2021年度実績の1.09倍（100人）以上とすることを目標とします。	※ 検討中
【継続】 就労継続支援B型事業：令和11年度中に、令和6年度実績の1.67倍以上とすることを基本とする。	就労継続支援B型事業：2026年度において、2021年度実績の1.41倍（187人）以上とすることを目標とします。	※ 検討中
【継続】 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを目標とします。	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを目標とします。
2 一般就労後の定着支援に関する目標について		
【継続】 就労定着支援事業の利用者数は、令和11年度末の利用者数を令和6年度末実績の1.47倍以上とすることを基本とする。	2026年度末の就労定着支援事業の利用者数について、2021年度末実績の1.41倍（457人）以上を目標とします。	2029年度末の就労定着支援事業の利用者数について、2024年度末実績の1.47倍（575人）以上を目標とします。
【継続】 就労定着率については、令和11年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。	※ 達成済のため設定されていません。	※ 国が示す成果目標は達成済であるため、成果目標は設定しません。
【新規】 協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を1事業所以上設置することを基本とする。	※ 新しい目標のため設定されていません。	※ 国が示す成果目標は達成済であるため、成果目標は設定しません。
【継続】 都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。	※ 達成済のため設定されていません。	※ 国が示す成果目標は達成済であるため、成果目標は設定しません。
【新規】 令和11年度の就労選択支援利用者数：82,000人以上とする。	※ 新しい目標のため設定されていません。	2029年度末の就労選択支援の利用者数について、1,300人以上とすることを目標とします。

国の基本指針で示されている成果目標	札幌市の成果目標（現行計画）	札幌市の成果目標案（次期計画）	
成果目標④ 障がい児支援の提供体制の整備等	(成果目標4)		
1 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築及び障がい児の地域社会への参加・インクルージョンの推進について			
【拡充】	<p>児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和11年度末までに、次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保することを基本とする。</p> <p>(1) 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能</p> <p>(2) 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能</p> <p>(3) 地域のインクルージョン推進の中核としての機能</p> <p>(4) 地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能</p>	※ 達成済のため設定されていません。	※ 国が示す成果目標は達成済であるため、成果目標は設定しません。
【拡充】	<p>児童発達支援センターの中核的な支援機能のうち、地域のインクルージョン推進の中核としての機能を確保する際には、保育所等における障がい児の受入れの体制の整備状況を踏まえた上で、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、インクルージョンを推進する体制を構築することを基本とする。</p>	※ 達成済のため設定されていません。	※ 国が示す成果目標は達成済であるため、成果目標は設定しません。
【新規】	<p>インクルージョン推進のため、令和11年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。</p>	※ 新しい目標のため設定されていません。	インクルージョン推進のため、2029年度末までに、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置します。
2 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築について			
【継続】	<p>「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を踏まえ、都道府県は難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定する。</p> <p>また、令和11年度末までに、各都道府県、また必要に応じて政令市において、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。</p>	※ 北海道の障がい福祉計画で定める項目のため設定されていません。	※ 北海道の障がい福祉計画で定める項目のため設定しません。

くに きほん しん しめ 国の基本指針で示されている成果目標		さっぽろし せい か もくひょう げんこう けいかく 札幌市の成果目標（現行計画）	さっぽろし せい か もくひょうあん じき けいかく 札幌市の成果目標案（次期計画）
3 じゅうしんしんしょう じ いりょうてき じ しえん 重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について			
けいぞく 【継続】	れいわ ねんどまつ おも じゅうしんしんしょうがいじしえん じどうはつたつ しえんじぎょうしよおよびほうかごとうで い さー び す じぎょうしよ かくしちようそんまた けい 支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。	※ たっせいずみ せつてい 達成済のため設定されていません。	※ くに しめ せい か もくひょう たっせいずみ せい か もくひょう せつてい 国が示す成果目標は達成済であるため、成果目標は設定しません。
かくじゅう 【拡充】	れいわ ねんどまつ かくとどうふけん ほうけん いりょう しょうが 福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場 に医療的ケア児支援センターが参画すること及び医療的ケア児支援センターに医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置することを基本とする。 また、令和11年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。	ねんどまつ いりょうてき け あ ひつよう しょう こ 2026年度末までに医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等やその保護者に対する支援の取組を推進します。	ねんどまつ いりょうてき け あ ひつよう しょう こ 2029年度末までに医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等やその保護者に対する支援の取組を推進します。
4 しょうがいじにゆうしとせつ えんかつ いこうちようせい 障害児入所施設からの円滑な移行調整について			
けいぞく 【継続】	にゆうしよ じどう さいいこう おとな かんきょう えんかつ 入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和11年度末までに各都道府県及び各政令市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。	にゆうしよ じどう さいいこう おとな かんきょう えんかつ 入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、必要に応じて、2026年度末までに移行調整に係る協議の場を設置することをめざします。	にゆうしよ じどう さいいこう おとな かんきょう えんかつ 入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、2029年度末までに移行困難なケースがあった場合は移行調整に係る個別協議の場の設定のほか、全体協議の場について既存の会議体の活用も含めた検討を行い、支援体制の構築を目指します。
5 しょう じおよ かぞく ばんそうてき そうだんしえんたいせい かくほ 障がい児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保について			
しんき 【新規】	れいわ ねんどまつ かくしちようそんまた けんいき ほうけん いりょう しょうが 福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障がい児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本とする。	※ あたら もくひょう せつてい 新しい目標のため設定されていません。	※ くに しめ せい か もくひょう たっせいずみ せい か もくひょう せつてい 国が示す成果目標は達成済であるため、成果目標は設定しません。

くに きほん ししん しめ せいか もくひょう 国の基本指針で示されている成果目標		さっぽろし せいか もくひょう げんこう けいかく 札幌市の成果目標（現行計画）	さっぽろし せいか もくひょうあん じき けいかく 札幌市の成果目標案（次期計画）
6	きょうどうこうどうしょうがい じょうたい じ しえん たいせいせいび 強度行動障害の状態にある児の支援のための体制整備について		
	れいわ ねんどまつ かくとどうふけん ひつよう おう していとし 令和11年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市 【新規】 において、強度行動障害の状態にある児に関して、その状況や しえんに ーず はあく ちいき かんけいきかん れんけい しえんたいせい せ 支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整 いび すす 基本 備を進めることを基本とする。	※ あたら もくひょう せつてい 新しい目標のため設定されていません。	※ せいかもくひょう さんしょう 成果目標⑤2参照
せいかもくひょう ちいませいかつしえん じゅうじつ 成果目標⑤ 地域生活支援の充実		(成果目標2)	
1	ちいませいかつしえん じゅうじつ かんするもくひょう 地域生活支援の充実に関する目標について		
	れいわ ねん どまつ かくしちょうそん ちいませいかつしえんきよてんとう せいび 令和11年度末までに、各市町村は、地域生活支援拠点等を整備 し（複数市町村による共同整備を含む。）、当該市町村の全て 【継続】 の日常生活圏域を支援の対象とすることを基本とする。また、 これら地域生活支援拠点等に拠点コーディネーターを配置す ること、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事 業所等の担当者配置すること並びに年1回以上、支援の実績 等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。	2026年度末までの間、地域生活支援拠点等について、年1回以 上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討し、効果的 な支援体制の構築を進めます。	2029年度末までの間、地域生活支援拠点等について、年1回以 上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討し、効果的 な支援体制の構築を進めます。
2	きょうどうこうどうしょうがい ゆう もの しえんたいせい じゅうじつ 強度行動障害を有する者への支援体制の充実について		
	れいわ ねんどまつ きょうどうこうどうしょうがい ゆう もの かん かくしち 令和11年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市 【継続】 町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備 すす 基本 を進めることを基本とする。	2026年度末までに、強度行動障害を有する者の支援ニーズを把 握し、支援体制の整備を進めます。	きょうどうこうどうしょうがい ゆう じしゃ しえん ひ つづ かんけい 強度行動障がい有する児者への支援について、引き続き関係 きかんとう きょうぎ ふ しえんたいせい じゅうじつ と く 機関等による協議を踏まえた支援体制の充実に取り組みます。

くに きほん ししん しめ 国の基本指針で示されている成果目標		さっぽろし せいか もくひょう げんこう けいかく 札幌市の成果目標（現行計画）	さっぽろし せいか もくひょうあん じき けいかく 札幌市の成果目標案（次期計画）
せいかもくひょう せうだんしえんたいせい じゅうじつ きやうかどう 成果目標⑥ 相談支援体制の充実・強化等		(一)	
かくじゅう 【拡充】	れいわ ねんどまつ すべての市町村において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の設置・整備を行った上で、これらを連携させること、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること、基幹相談支援センターが協議会の運営に関与すること等により、個別事例の検討を通じて地域における障がい者の支援体制の整備に取り組む体制を確保することを基本とする。	※ たっせいずみ せつてい 達成済のため設定されていません。	※ くに しめ せいかもくひょう たっせいずみ せいかもくひょう せつてい 国が示す成果目標は達成済であるため、成果目標は設定しません。
しんき 【新規】	とどうふけん およ 市町村においてセルフプランに関する分析等を行うとともに、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本とする。	※ あたら もくひょう せつてい 新しい目標のため設定されていません。	ねんどまつ 2029年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを目指します。
せいかもくひょう しょうがいふくしんざいかくほ ていやくとうじやしてん た け あ じゅうじつ せいさんせいこうじょう 成果目標⑦ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上		(一)	
しんき 【新規】	かくとどうふけん 各都道府県においては人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口を設置することを基本とする。	※ あたら もくひょう せつてい 新しい目標のため設定されていません。	※ ほっかいどう しょうがい ふくしけいかく さだ こうもく せつてい 北海道の障がい福祉計画で定める項目のため設定しません。
しんき 【新規】	かくとどうふけん 各都道府県において、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上やこれを通じた職場環境改善及び経営改善支援に向けた関係者の連携を図る協議会を設置し、ワンストップ窓口との連携を図ることを基本とする。	※ あたら もくひょう せつてい 新しい目標のため設定されていません。	※ ほっかいどう しょうがい ふくしけいかく さだ こうもく せつてい 北海道の障がい福祉計画で定める項目のため設定しません。
せいかもくひょう しょうがいふくしきーびすとう しつ こうじょう とりくみ かか たいせい こうちく 成果目標⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築		(成果目標5)	
けいぞく 【継続】	れいわ ねんどまつ とどうふけん 市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。	ねんどまつ 2026年度末までに、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組の実施体制を確保していくほか、事業所支援の取組を推進します。	ねんどまつ 2029年度末までに、障がい福祉サービス等の質の更なる向上を図るための取組の実施体制を確保していくほか、事業所支援の取組を推進します。
しんき 【新規】	かくとどうふけん 各都道府県、政令市又は中核市における管内事業所の情報公表率及び更新率を100% とすることを基本とする。	※ あたら もくひょう せつてい 新しい目標のため設定されていません。	ねんどまつ 2029年度末までに、事業所の情報公表率及び更新率を100% とすることを目指します。
せいかもくひょう しょうがいのある人に対する理解促進（札幌市が独自に設定する目標）		(成果目標6)	
【一】	※ さっぽろし 独自に設定する目標のため設定されていません。	こころ ばりあふりー りかい 心のバリアフリーを理解している方の割合について、2026年度で50.0% を目指します。	こころ ばりあふりー りかい 心のバリアフリーを理解している方の割合について、2029年度で50.0% を目指します。